

後見制度支援預金

令和2年6月15日現在

1. 商品名(愛称)	・ 後見制度支援預金または後見制度支援預金（無利息型）
2. 販売対象	・ 家庭裁判所が「指示書」を交付した個人の方
3. 期間	・ 期間の定めはありません （家庭裁判所発行の「指示書」により解約手続きを行うまで）
4. 預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 随時預入可能ですが家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・ 変動金利または無利息 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します ・ 年 2 回（3 月、9 月）当金庫所定の日に元金に組み入れます。なお、無利息型にお利息はつきません ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税金	・ 利息には 20 %（国税 15 %、地方税 5 %）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5 %）の税金がかかります
8. 手数料	・ 口座開設・解約に伴う手数料および管理手数料はかかりません
9. 付加できる 特約事項	・ 指示書の指示内容による取扱いのみとなります ・ 個人のものはマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	_____
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部（9 時～17 時、フリーダイヤル 0120-710228）にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、長野県弁護士会（電話:026-232-2104）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825）・関東地区しんきん相談所（電話:03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他 参考となる事項	・ 本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金その他振込、配当金等の受取り、IB 等の契約はできません。 ・ 本預金は口座開設店でのみお取扱いいたします。 ・ 「総合口座」のお取扱いはできません。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ 通帳による ATM でのご利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。 ・ 現金でのお支払いはできません（管理口座への振替または振込となります）。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）。なお、無利息型については全額保護されます。